

令和2年度東京地方最低賃金審議会 第2回東京都最低賃金専門部会議事要旨

1 日 時 令和2年7月30日（木）13時30分～16時40分

2 場 所 東京労働局 九段第3合同庁舎13F 共用会議室2-1

3 出席状況 公益委員 3名
労働者側委員 3名
使用者側委員 3名

4 議題

- (1) 労使各側の意見について
- (2) 金額審議
- (3) その他

5 議事要旨

(1) 労使各側の意見については、

① 労側委員から

- 連合が集計した「2020 春季生活闘争集計結果」有期・短時間・契約社員等の労働者の時間給は約25円が引き上げられており、厳しい中ではあるが、6月までの段階で賃金の引き上げが行われていることも事実である。最低賃金で働いている労働者の賃金が上がらないことは如何なものかと考える。
- 東京の最低賃金1,013円は決して高いものではなく、時間給1,000円で年間2,000時間働いても200万円であり、この金額では家族を養うことができない。
- 厳しい環境下であるが、最低賃金で働かざるを得ない労働者のため、最低賃金の引き上げについて慎重に議論していきたい。

等の意見が出された。

② 使側委員から

- 中央最低賃金審議会における公益見解の解釈は、ゼロとは書いていないものの、引き上げはゼロを意味していると考え。中央最低賃金審議会ではゼロで一致しており、「現行の水準を維持する」とは現行の額を維持するとの解釈であり、東京においても据え置きしかあり得ない。
- 中小企業から「今年度は引き下げるべきである」との声が多く、本来は、引き下げを求めたいが、不利益変更の問題もあることから今年度においては凍結を求める。
- 労側委員は、最低賃金と新型コロナウイルス感染拡大は別の話と主張されているが、コロナ禍における最低賃金がどうあるべきかとの議論が必要である。東京が

一番影響を受けており、今年は引き上げゼロを強く主張する。

- 新型コロナウイルスの第2波到来が現実味を帯びてきている中、今年度は雇用の維持と事業の継続を最優先にすべきであり、最低賃金は凍結にするべきである。等の意見が出された。

公労会議、公使会議を順次行い協議を重ねたが、労使双方の主張の隔たりが大きく、継続審議とされた。

(2) 次回第3回専門部会は8月3日（月）13時30分から開催することとされた。